

団体の規約（会則） ＊例

（名称）

第1条 本団体（会）の名称は、〇〇〇会とする。

（活動場所）

第2条 主な活動場所は、昭島市公民館とする。

（目的）

第3条 本団体（会）は、〇〇〇についての技能向上に努め、会員の自主・相互学習で知識を深め、会員相互の交流を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を継続的に行う。

- 1 〇〇〇活動に関すること。

（会員）

第5条 本団体（会）の会員は、本団体の目的に賛同するものとし、本団体の指導者でないものとする。

第6条 本団体（会）の会員は、原則として市内在住・在勤・在学者とする。
（会員の過半数が市内在住・在勤・在学者であること。）

（役員）

第7条 本団体（会）に次の役員を置き、会員の互選により定める。

- 1 会長 人
- 2 副会長 人
- 3 会計 人
- 4 監査 人

第8条 役員の任期は〇年とする。ただし、再任は妨げない。

（会費）

第9条 会費は、月額〇〇〇円とし、会計に納める。

付則

この規約（会則）は、平成 年 月 日から実施する。